

令和 3 年12月28日 条例第26号

伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例

(設置)

第 1 条 本市が実施する事務事業（以下「事務事業」という。）の評価結果を審査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊賀市行政事務事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事務事業の評価結果の審査に関すること。
- (2) 事務事業の評価方法に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事務事業の評価に関する事項で市長が必要と認めるもの

(組織)

第 3 条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市が設置する附属機関の委員
- (3) 市民からの公募による者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあっては、委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、第2条に定める所掌事項の遂行に当たり、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、デジタル自治推進局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。